

吉野ヶ里町文化体育館使用料減免基準

■吉野ヶ里町文化体育館条例施行規則第7条第1項（第1号～4号）

対象者・利用目的	活動内容	減免割合（施設使用料）	減免割合 （空調・備品使用料）	施行規則	備考
町・教育委員会	行政上業務	全額免除	全額免除	第1号	消防式典、選挙、避難所開設等
	主催事業	全額免除	全額免除	第3号	年始交歓会、敬老会、成人式、福祉フェスタ、スポーツフェスタ等
	共催事業	50%減免	減免なし	第4号	
指定管理業者	自主事業	全額免除	全額免除	第2号	自主事業

■吉野ヶ里町文化体育館条例施行規則第7条第2項

対象者・利用目的	活動内容	減免割合（施設使用料）	減免割合 （空調・備品使用料）	備考
学校関係団体				
幼稚園 保育園 小中学校等	保育や教育の一環とする活動・行事等	全額免除	全額免除	特別な学校行事として利用される時 雨天の運動会、お遊戯会（幼稚園、保育園）
	部活動練習、試合	50%減免	減免なし	
	中体連が主催する大会	50%減免	減免なし	県が主催する大会
		全額免除	減免なし	鳥栖市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき郡・基山町・神埼市エリアの大会 *減免対象措置対象期間については事業当日のみ。 *準備・後片付け等で事業当日以外の日に使用する場合は減免対象外
	高体連等が主催する大会	50%減免	減免なし	高体連及びこれに所属する団体が主催する大会
PTA活動	50%減免	減免なし	全ての活動（総会、役員会、その他行事等）	
社会教育団体				
スポーツ少年団 少年スポーツクラブ 体育協会 子供クラブ	練習、試合、クラブ活動等	50%減免	減免なし	年間全ての活動 ※県民スポーツ大会練習会を含む ※保護者・監督・コーチのみで使用する場合は対象内 ※団体所属だが個人で使用する場合は対象外
文化協会	加盟団体活動、行事等	50%減免	減免なし	年間全ての活動
	文化祭	全額免除	全額免除	・両使用料は文化祭前日準備・当日のみ全額免除 ・文化祭に伴うリハーサル、空調備品使用料は上段の「加盟団体活動、行事等」の項目に該当する。
老人クラブ連合会	会議・通常活動	50%減免	減免なし	年間全ての活動（サークル活動等）
その他団体	後援賛助	50%減免	減免なし	
町長が特に必要と認める団体				
各種団体	各種事業①	全額免除	全額免除	公益的と認めた事業（町民を対象とした行事等）
	各種事業②	50%減免	減免なし	地区行事（スポーツ行事）等